

四 發行方法	三 用振替等の適法	二 の法律項及び根拠	一 發行號名及び記	○ 平成省令第平成二十八年九月二十日第五条第二百九十九号 國債の發行等に關する省令(昭和五十一年利付庫債券(二十一年)二十一年)三十号 告示第十一項の規定による。昭和五十七年利付國債づき、大藏省告示第百五号 財務大臣麻生太郎
-----------	--------------	---------------	--------------	--

務後格競債定特あ争争う札価振の以律社一法会十財十利  
 大に競争市め別つ入入。へ格替適下へ債項律計四政八付  
 臣行争入場る参て札札に以を機用一平、株  
 がわ入札特も加、と発下競争は受替式  
 各れ札発別の者財同行による「争に日け」等の振替  
 国るの行参にご務時「発価に付本銀も」とい  
 債入募「加よと大にと行格競し行のう」  
 市札入と者るに臣行い(以争て行のう)に  
 場でのい・発応がわう(以下入行とと)に  
 特あ決う第行募各れ。下入行とと。  
 別つ定。I(限國る、「札わすし」と)  
 参てを及非下度債入価「れ」の規  
 加、しひ価額市札格格とる。そ規  
 者財た価格國を場で競競い入の定。法

## 六

口

イ

發

者 特 国  
・ 別 債  
第 参 市  
I 加 場

入 価 入 価 ・ 別 債 行 争 非 者 特 国  
札 格 行 札 格 第 参 市 及 入 価 ・ 别 債  
發 競 發 競 II 加 場 び 札 格 第 参 市  
行 争 額 行 争 非 者 特 国 發 競 I 加 場

た 条 特 千 国 項 計 二 つ 定 う 額  
利 第 別 四 債 の に 億 い に ち 面  
付 一 会 百 に 規 関 六 て 基 、 金  
国 項 計 十 つ 定 す 千 は づ 財 額  
債 の に 六 い に る 六 、 き 政 で  
に 規 関 億 て 基 法 百 額 發 法 九  
つ 定 す 三 は づ 律 二 面 行 第 千  
い に る 千 、 き 第 十 金 し 四 九  
て 基 法 三 額 發 四 万 額 た 条 百  
、 づ 律 百 面 行 十 円 で 利 第 六  
額 き 第 八 金 し 七 、 五 付 一 十  
面 發 四 十 額 た 条 特 百 国 項 九  
金 行 十 万 で 利 第 別 五 債 の 億  
額 し 七 円 九 付 一 会 十 に 規 円

## 五

口 イ

方 募

入 価 法 入  
札 格 決  
發 競 定  
I 加 場 行 争

込 募 各 当 も 各 発 別 に ご  
み 限 国 て の 申 行 参 よ と  
の 度 債 る か 述 「 加 る に  
応 額 市 。 ら み と 者 發 応  
募 の 場 そ の い ・ 行 募  
額 範 特 の う う 第 へ 限  
を 囲 別 応 ち 。 II 以 度  
割 内 参 募 応 非 下 額  
り に 加 額 募 価 一 を  
当 お 者 を 価 格 国 定  
て い ご 順 格 競 債 め  
る て と 次 の 市 争 る  
。 各 の 割 高 入 場 も  
申 応 り い 札 特 の

イ 一	十 十	九 八	ハ	口 イ	七	ハ													
価 格	發 行	振 額	最 低	行 争	非 者	特 國	行 争	非 者	特 國	入 価	払	行 争	非 者	特 國	行 争	非 者	特 國	行 争	非 者
競 価	行 行	替 額	入 価	・	別 債	入 価	・	別 債	札 格	金	入 価	・	別 債	入 価	入 価	・	別 債	入 価	入 価
争 格	日 期	位 位	金 金	發 競	II	加 場	發 競	I	加 場	行 争	額	發 競	II	加 場	發 競	II	加 場	發 競	發 競
額 面 金 額 百 円 に つ き 百 一 円 五 錢	平 成 二 十 數 倍 年 九 月 二 に よ 百 一 も の と	す る 。整 又 は規 定 記 錄 に 額 、る 最 振 低 額 口 面 金 簿	額 の 記 替 載 法 又 規 定 記 錄 に 額 は よ る 振 低 替 額 口 面 座 金 簿	振 替 額	五 万 円	千 五 百 三 十 七 億 億 四 千 八 百 萬 円	千 五 百 三 十 七 千 四 百 十 五 万 円	円 兆 八 十 億 億 千 八 百 五 万 五 万	一 兆 八 十 億 億 千 八 百 五 万 十 五 万	千 兆 八 十 億 億 千 八 百 五 万 十 五 万	条 利 付 一 會 項 計 債 十 億 債 十 億 圓	特 別 会 計 の 規 規 定 に 法 律 第 四 十 七	で 千 二 百 十 一 億 円						

十九  
八  
七  
六  
五  
四

払者入払元償償  
込札場利還還  
期参所金金期  
日加支額限  
予以

平財日額平利てを毎  
成務本面成子、支年  
二大銀金四をそ払三  
十臣行額十支の期月  
十八から百八払日と二  
年円年う以し十  
九に九。前、日  
月つ月六各及  
二通知をき二月支び  
十受けた百十間払九  
日円日に期月  
た者属に二  
すお十  
るい日

十九  
三二  
口

初利入価・別債行争非者特国入  
期札格第参市及入価・別債札  
利発競II加場び札格第参市發  
子率行争非者特国發競I加場行

規下は期た期平年  
定、が金と成〇  
す次そ銀額しニ・  
る号の行を、十五  
期及翌休支次九パ  
日び営業払の年一  
に第業日う算三セ  
つ十日に式月ン  
い五にたに二ト  
て号支當だよ十  
同に払たしり日  
じおうる、算を  
。いへと支出支  
て以き払し払